（装備室）
第十四条　［略］
2　装備室においては、令第十一条第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事務をつかさどる。
［3・4　略］
（厚生管理室）
第十五条　［略］
2　厚生管理室においては、令第十二条第三号から第七号までに掲げる事務のうち警察職員の健康の保持増進及び安全の確保に関する事務をつかさどる。
［3・4　略］
（犯罪被害者支援室）
第十六条　［略］
2　犯罪被害者支援室においては、令第十二条第十号から第十三号までに掲げる事務をつかさどる。
［3・4　略］
［条を削る。］

第二款　生活安全局

（犯罪抑止対策室）
第十七条　［略］
2　犯罪抑止対策室においては、令第十五条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち犯罪の発生の抑止に必要な情報の収集、分析及び提供その他の犯罪を防止するための事務（都市防犯対策官の所掌に属するものを除く。）並びに同条第十八号から第二十一号までに掲げる事務をつかさどる。
［3・4　略］
（地域警察指導室）
第十八条　生活安全局生活安全企画課に、地域警察指導室を置く。
2　地域警察指導室においては、令第十五条第八号から第十四号までに掲げる事務及び同条第二十二号に掲げる事務のうち特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）第十六条に規定する犯罪の取締りに関する事務をつかさどる。
3　地域警察指導室に、室長を置く。
4　室長は、命を受け、地域警察指導室の事務を掌理する。
（都市防犯対策官）
第十九条　［略］
2　都市防犯対策官は、命を受け、令第十五条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち都市における犯罪を防止するための環境設計に関する事務並びに同条第二十二号に掲げる事務（地域警察指導室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
第二十条～第二十四条　［略］

第三款　刑事局

第二十五条～第三十八条　［略］

（装備室）
第十一条　［同上］
2　装備室においては、令第十条第九号、第十号及び第十二号に掲げる事務をつかさどる。
［3・4　同上］
（厚生管理室）
第十二条　［同上］
2　厚生管理室においては、令第十一条第三号から第七号までに掲げる事務のうち警察職員の健康の保持増進及び安全の確保に関する事務をつかさどる。
［3・4　同上］
（犯罪被害者支援室）
第十三条　［同上］
2　犯罪被害者支援室においては、令第十一条第十号から第十三号までに掲げる事務をつかさどる。
［3・4　同上］
（国際協力室）
第十四条　長官官房国際課に、国際協力室を置く。
2　国際協力室においては、令第十二条第一号に掲げる事務をつかさどる。
3　国際協力室に、室長を置く。
4　室長は、命を受け、国際協力室の事務を掌理する。

第二款　生活安全局

（犯罪抑止対策室）
第十五条　［同上］
2　犯罪抑止対策室においては、令第十五条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち犯罪の発生の抑止に必要な情報の収集、分析及び提供その他の犯罪を防止するための事務（都市防犯対策官の所掌に属するものを除く。）並びに同条第十一号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。
［3・4　同上］
［条を加える。］
（都市防犯対策官）
第十六条　［同上］
2　都市防犯対策官は、命を受け、令第十五条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち都市における犯罪を防止するための環境設計に関する事務並びに同条第十五号に掲げる事務をつかさどる。
第十七条～第二十一条　［同上］
［三条ずつ繰り下げる。］

第三款　刑事局

第二十二条～第三十五条　［同上］
［三条ずつ繰り下げる。］